

## 米子市緊急通報装置設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、民間の緊急通報サービスを利用するための緊急通報装置(以下「緊急通報装置」という。)を設置する一人暮らしの高齢者等に対し、米子市緊急通報装置設置費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則(平成17年米子市規則第46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第6項に規定する機械警備業を営む同条第3項に規定する警備業者(第2号において単に「警備業者」という。)が行う、緊急時に迅速かつ適切に対応することが可能な緊急通報サービス(火災検知サービスを含む。)のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものであって、米子市全域で実施することが可能であると市長が認めたもの(以下この条において「緊急通報サービス」という。)を利用する場合における緊急通報装置(緊急通報サービスを利用するために必要となる附属機器を含む。以下同じ。)の設置とする。

- (1) 緊急通報装置には、非常用ボタンが備えられていること。
- (2) 前号の非常用ボタンを押すことにより、警備業者の監視センター等に通報が行われること。
- (3) 前号の通報時において、その状況に応じて警備員の派遣等が行われること。

2 補助金の交付の対象となる経費(第4条において「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるもの(以下「設置費用」という。)とする。ただし、緊急通報サービスに係る利用料を除くものとする。

- (1) 緊急通報装置の購入に要する費用
- (2) 緊急通報装置の設置に係る工事に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、緊急通報サービスの利用の開始に伴い必要と認められる費用

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一人暮らしの高齢者(第5条第1項の規定による補助金の交付の申請を行う時点において65歳以上である者をいう。次号及び第3号において同じ。)
- (2) 一人暮らしの高齢者の世帯に準ずる世帯(2人以上の世帯員で構成される世帯であって、世帯員が就労、入院等の理由により、一人暮らしの高齢者の世帯と同様の事情にある世帯をいう。)に属する者
- (3) 高齢者又は障がい者のみで構成される世帯に属する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。ただし、2万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に、米子市緊急通報装置設置費補助金交付金申請書（別記様式第1号）に、緊急通報装置の設置費用に係る見積書を添付して、これらを市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の交付の申請（次条において「交付申請」という。）は、一の年度において、1世帯当たり1回に限り行うことができるものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、交付申請があったときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定し、又は補助金の交付をしないことを決定したときは、当該交付申請をした者に対し、米子市緊急通報装置設置費補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第3号）に関係書類を添付して、これらを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する予算の変更をするとき。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。

2 前条の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、米子市緊急通報装置設置費補助金実績報告書（別記様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して、これらを市長に提出しなければならない。

(1) 緊急通報装置の設置後の写真

(2) 第6条第2項に規定する米子市緊急通報装置設置費補助金交付決定通知書の写し

(3) 緊急通報装置の設置費用に係る領収証の写し

(請求)

第9条 交付決定者は、補助金の支払の請求をしようとするときは、米子市緊急通報

装置設置費補助金支払請求書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(規定外事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市緊急通報装置設置費補助金交付要綱第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされる米子市緊急通報装置設置費補助金について適用し、同日前に交付の申請がされた米子市緊急通報装置設置費補助金については、なお従前の例による。

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

米子市長 様

申請者 住 所  
氏 名 (印)  
電話番号

介護者が代理で申請する場合  
住所又は所在地  
事業所（施設）名 (印)  
氏名（担当者名）  
電話番号

米子市緊急通報装置設置費補助金交付申請書

米子市緊急通報装置設置費補助金交付要綱（令和6年8月15日施行）第5条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度
設置場所	米子市
サービス提供 警備業者名	
補助申請額	円 (上限20,000円)
対象要件 (該当するものにチェックを付けてください。)	<input type="checkbox"/> 一人暮らしの高齢者 <input type="checkbox"/> 一人暮らしの高齢者の世帯に準ずる世帯に属する者 ※世帯員の就労、入院等のため、一人暮らしの高齢者の世帯と同様の事情にある世帯に属する者をいう。 <input type="checkbox"/> 高齢者又は障がい者のみで構成される世帯に属する者 <input type="checkbox"/> その他

【添付資料】

緊急通報装置の設置費用に係る見積書

備考 申請者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。

米子市緊急通報装置設置費補助金交付決定（却下）通知書

住 所  
氏 名 様

年 月 日付け交付の申請のありました米子市緊急通報装置設置費補助金につきましては、下記のとおり決定（却下）しましたので、米子市緊急通報装置設置費補助金交付要綱（令和6年8月15日施行）第6条の規定により通知します。

年 月 日  
米子市長

印

記

補助年度	年度
設置場所	米子市
サービス提供 警備業者名	
交付金額	円
却下の理由	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

米子市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

介護者が代理で申請する場合

住所又は所在地  
事業所（施設）名  
氏名（担当者名）  
電話番号

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号一 で交付決定の通知のありました米子市緊急通報装置設置費補助金に係る補助事業につきまして、次のとおり変更（中止・廃止）をしたいので、米子市緊急通報装置設置費補助金交付要綱（令和6年8月15日施行）第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容

設置場所	米子市
サービス提供 警備業者名	
補助申請額	円 (上限20,000円)

2 変更（中止・廃止）の理由 ( )

3 変更（中止・廃止）の年月日 年 月 日

【添付資料】

見積書（変更申請の場合に限り添付してください。）

様式第4号（第8条関係）

米子市緊急通報装置設置費補助金実績報告書

年 月 日

米子市長 様

交付決定者 住 所  
氏 名  
電話番号

介護者が代理で申請する場合  
住所又は所在地  
事業所（施設）名  
氏名（担当者名）  
電話番号

米子市緊急通報装置設置費補助金交付要綱（令和6年8月15日施行）第8条の規定により、次のとおり報告します。

補助年度	年度
設置場所	
設置着手年月日	年 月 日
設置完成年月日	年 月 日
サービス提供 警備業者名	
設置費用	円

【添付資料】

- 1 緊急通報装置の設置後の写真
- 2 補助金交付決定通知書の写し
- 3 緊急通報装置の設置費用に係る領収証の写し

様式第5号（第9条関係）

米子市緊急通報装置設置費補助金支払請求書

年 月 日

米子市長 様

交付決定者 住 所  
氏 名  
電話番号

介護者が代理で請求する場合  
住所又は所在地  
事業所（施設）名  
氏名（担当者名）  
電話番号

米子市緊急通報装置設置費補助金交付要綱（令和6年8月15日施行）第9条の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	年度
交付決定額	円
交付確定額	円
支払請求額	円

補助金について、次の口座に振り込んでください。

【振込口座】

金融機関名	フリガナ	支店名	フリガナ	種別	当座・普通
	銀行 金庫 組合		本店 支店 出張所		
口座名義	フリガナ				
口座番号					